

判定料金

(税抜、単位：円)

建築物の用途	評価対象面積	標準入力法	モデル建物法
		主要室入力法	
学校	2,000 超 ~ 5,000 m ²	320,000	170,000
ホテル	5,000 超 ~ 20,000 m ²	450,000	200,000
病院	20,000 超 ~ 50,000 m ²	580,000	300,000
集会場等	50,000 超 ~ 100,000 m ²	780,000	400,000
工場 倉庫等	2,000 超 ~ 5,000 m ²	185,000	100,000
	5,000 超 ~ 20,000 m ²	260,000	120,000
	20,000 超 ~ 50,000 m ²	290,000	150,000
	50,000 超 ~ 100,000 m ²	320,000	180,000
上記以外	2,000 超 ~ 5,000 m ²	185,000	100,000
	5,000 超 ~ 20,000 m ²	290,000	150,000
	20,000 超 ~ 50,000 m ²	380,000	200,000
	50,000 超 ~ 100,000 m ²	530,000	250,000

- (1) 評価対象面積が100,000 m²を超える場合は、別途見積とする。
- (2) 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。
 - ① 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
 - ② 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
 - ③ あらかじめ当機関が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を行ったとき。
 - ④ あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて提出書類を作成し、提出するとき。
- (3) 判定料金は、複合建築物、複数棟の場合等、その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとする。

計画変更判定料金

- (1) 計画変更を行う場合は、当該計画の変更に係る床面積を基準に判定料金を算定する。
- (2) 軽微変更該当証明書の交付を必要とする変更（軽微変更ルートC）を行う場合は、変更に係る対象床面積を基準に算出される判定料金の2分の1を料金とする。